算式Ⅵの符号

［略］

u　令和２年10月１日現在における若年者就業率

P　次の算式Ⅶによつて算定した数（当該数が３を超える場合は３とする。）

算式Ⅶ

P ＝ {33.61 ×（w － v）＋ 0.54} ＋（15.50 × w ― 12.87）

{33.61 ×（w － v）＋ 0.54} に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、３を超える場合は３とし、１に満たない場合は１とし、（15.50 × w ― 12.87）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とし、負数となるときは０とする。

算式Ⅶの符号

［略］

w　令和２年10月１日現在における女性就業率

α　α_1、α_2、α_3又はα_4のいずれか大きい率（ただし、令和元年度から令和３年度までの各年度における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を３で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が0.50以上となる場合は1.000とする。）

［略］

α_2　過疎地域持続的発展法第43条の規定により読み替えて適用する過疎地域持続的発展法第２条第１項に基づく過疎地域の市町村、過疎地域持続的発展法第42条の規定により過疎地域とみなされる市町村、離島振興法第２条第２項に基づき公示された離島をその区域の全部とする市町村、沖縄県内の市町村、奄美群島振興開発特別措置法第１条に規定する奄美群島をその区域の全部又は一部とする市町村、小笠原諸島振興開発特別措置法第４条第１項に規定する小笠原諸島をその区域の全部又は一部とする市町村、山村振興法第７条に基づき指定された振興山村をその区域の全部とする市町村及び半島振興法第２条に基づき指定された半島地域をその区域の全部とする市町村にあつては1.200とし、それ以外の市町村にあつては1.000とする。

α_3　過疎地域持続的発展法第43条の規定により読み替えて適用する過疎地域持続的発展法第３条の規定によりその地域の一部が過疎地域とみなされる市町村、離島振興法第２条第２項に基づき公示された離島をその区域の一部とする市町村、山村振興法第７条に基づき

算式Ⅵの符号

［同左］

u　平成27年10月１日現在における若年者就業率

P　次の算式Ⅶによつて算定した数（当該数が３を超える場合は３とする。）

算式Ⅶ

P ＝ {30.03 ×（w － v）― 2.35} ＋（13.91 × w ― 10.09）

{30.03 ×（w － v）― 2.35} に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、３を超える場合は３とし、１に満たない場合は１とし、（13.91 × w ― 10.09）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とし、負数となるときは０とする。

算式Ⅶの符号

［同左］

w　平成27年10月１日現在における女性就業率

α　α_1、α_2、α_3又はα_4のいずれか大きい率（ただし、平成30年度から令和２年度までの各年度における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を３で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が0.51以上となる場合は1.000とする。）

［同左］

α_2　過疎地域持続的発展法第２条第１項に基づく過疎地域の市町村、過疎地域持続的発展法第42条の規定により過疎地域とみなされる市町村、離島振興法第２条第２項に基づき公示された離島をその区域の全部とする市町村、沖縄県内の市町村、奄美群島振興開発特別措置法第１条に規定する奄美群島をその区域の全部又は一部とする市町村、小笠原諸島振興開発特別措置法第４条第１項に規定する小笠原諸島をその区域の全部又は一部とする市町村、山村振興法第７条に基づき指定された振興山村をその区域の全部とする市町村及び半島振興法第２条に基づき指定された半島地域をその区域の全部とする市町村にあつては1.200とし、それ以外の市町村にあつては1.000とする。

α_3　過疎地域持続的発展法第３条の規定によりその地域の一部が過疎地域とみなされる市町村、離島振興法第２条第２項に基づき公示された離島をその区域の一部とする市町村、山村振興法第７条に基づき指定された振興山村をその区域の一部とする市町村及び半島振興